

「（仮称）近江八幡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について

◆省令に規定されている事項について、条例で定める。

その他の統一する運営基準については、事業実施要綱あるいは運営ガイドライン等にて整理する。

（利用料、利用時間、利用要件等）

項 目	本市の条例案	国の基準	留意事項
職員の数 および資格	・「放課後児童支援員」の数は支援の単位ごとに2人以上とする。 ・「放課後児童支援員」は資格を有するもの等で県知事が行う研修を修了したものとする。 ・1人を除き補助員をもってこれに代えることができる。	（従う） 第10条第1項～第3項、第7条 ・「放課後児童支援員」の数は支援の単位ごとに2人以上とする。 ・「放課後児童支援員」は資格を有するもの等で県知事が行う研修を修了したものとする。 ・1人を除き補助員をもってこれに代えることができる。	
開所時間 および日数	年間 250日以上 平日 3時間以上 休日 8時間以上	（参酌）第18条 年間 250日以上 平日 3時間以上 休日 8時間以上	
専用区画の 面積	児童1人あたりおおむね 1.65㎡以上	（参酌）第9条 児童1人あたりおおむね 1.65㎡以上	遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画
支援の単位 （集団規模）	おおむね40人以下	（参酌）第10条第4項 おおむね40人以下	毎日利用する児童に、一時的に利用する児童の平均を加えた数
実施内容	事業者の一般原則 非常災害対策の努力 職員の知識及び技能の向上等 利用者を平等に取り扱う原則 虐待等の禁止 衛生管理等の努力 運営規程を定める 帳簿の整備 秘密保持等 苦情への対応 保護者との連絡 関係機関との連携 事故発生時の対応	（参酌） 第5条、第6条、第8条、第11条～第21条（第18条を除く） 事業者の一般原則 非常災害対策の努力 職員の知識及び技能の向上等 利用者を平等に取り扱う原則 虐待等の禁止 衛生管理等の努力 運営規程を定める 帳簿の整備 秘密保持等 苦情への対応 保護者との連絡 関係機関との連携 事故発生時の対応	